

興福寺
所蔵 覚遍本明本抄および紙背文書

歴史研究室・古文書

一 は し が き

興福寺には零巻をも含めると数種の明本抄古写本が現存しているが、ここで取あげるのは、特に秘本として重視されて来た覚遍手沢本である。本書はすでに大日本仏教全書刊行の際、明本抄の底本として利用され、又南都七大寺大鏡（或は十大寺大鏡）にも写真が掲載されている等、特に新発見のものではない。しかし筆者寔聞の故か、本書についての詳しい紹介はまだまだなされていないようである。又全十三巻中、第一、三、六、十の四巻には紙背文書があり、その中には二、三注目すべきものもあるが、これ又容易に目に触れうるような形にはなっていない。そこでここでは本書についての概略と、紙背文書中の主なものの若干を紹介したい。

二 覚遍本明本抄

本書は卷子本で、本文の筆跡を見ると、第一―第七、第八―第十三はそれぞれ筆者を異にしている。第五を除く他の十二巻には表紙と本紙の継目裏に「伝領覚遍」の墨書があり、又第六、第七にはそれぞれ次の如き奥書がある。

（第六）文暦二年四月六日、於三条万里小路宿所、書写了、老眠教

覚遍本明本抄および紙背文書

覚春夜猶長、仍挑残更之燈、終入木之功、于時梟鐘之響、
頻報鷄籠之山將曙矣
因明老学覚遍

（第七）文暦二年四月十七日書写了 一校了

因明末学覚遍

これによつて第一―第七の筆者は覚遍なることが知られる。では第八以後の筆者は誰であろうか。全六巻共、継目裏毎に花押があり、又第十三には建暦二年十二月廿三日貞慶奥書があるが、本文と奥書とは明かに筆者を異にしており（口絵参照）、第八以後が貞慶筆とは考えられない。本文の筆跡は興福寺所蔵の良算書写「因明抄」と極めてよく類似しており、良算筆と推定して誤ない。又先の継目裏花押も或は彼のものではなからうか。

この覚遍、良算は共に明本抄の著者貞慶の弟子で、覚遍は光明院に住し、宝治元年には興福寺別当となり、正嘉二年七月入滅した。⁽³⁾良算は房号を正覚房と称し、聖教の奥書等にもしばしばその名が見えてい⁽⁴⁾る。

貞慶は入滅に先立つて自著「明本抄」を弟子の東北院僧都円玄（後に興福寺別当）、光明院律師覚遍に分け与えた。この間の事情は建暦二年十二月廿三日貞慶明本抄付嘱状、同月廿六日良算起請文等に詳しい。即ち貞慶は「以上帙^七奉東北院僧都、以下帙^六奉光明院律師、兩人互議可令書写残卷」きことを述べ、更に兩人が「増成二本」すことを禁

すると共に、伝受についても意を用うべきことを遺言している。そして彼の生前に本書の書写を許されたのは、この著述を助けた良算のみであったという。従つて覚遍筆の第一―第七は師から伝受された本（第八―第十三）の欠を補うためのものであろう。しからば後半は貞慶からの伝受本とも考えられるが、本文の筆者は貞慶でなくて良算である点に疑問が持たれる。

第八以後を子細に検討してみると、表紙の部分（表題および見返し）と第十三の奥書とは良算筆とは認められない（挿図1・2）。これが覚遍筆でないことは勿論である。まず表紙について言えば、その筆跡は著者貞慶のものに極めてよく類似している。表紙と本紙との継目

裏には「伝領覚遍（覚遍自筆）」とあり、しかも第十見返しの問題の一部には、良算筆の貼紙による訂正がなされており（第2図下）この表紙は古くすでに覚遍、良算の頃には付されていたと考えられ、時代的にも貞慶筆として差支えない。又第十三奥書も、表紙とはやや書風を異にするが、これ又貞慶自筆の如くである。

覚遍は師貞慶から自著の本を譲られたのであるから、当然本文も貞慶自筆であるべきにもかかわらず、表紙奥書のみが貞慶筆というのは何故

であろうか。本書は果して覚遍が伝受された本であろうか。或は良算書写本が何かの事情で覚遍の手に入ったものであろうか。

これを貞慶が覚遍等に譲った本とすれば、彼は弟子良算をして自分の草稿本を清書せしめて兩人に譲ったということになるが、この場合は自筆草稿本の処置が問題となり、この推定は成立し難いように思われる。貞慶は本書の伝受に当り、かの付嘱状中で、「将来付嘱之人、偏可簡法器心性、若自門之中、無真実之器者、当時伝受三人之内、随宜可令相譲」と述べている。従つて良算が伝受すべき門弟なしとして、彼の書写本を覚遍、円玄兩人に譲つたため、彼等は師の自筆本を一括して別に納め、代りに良算書写本を分ち所持することにしたとも考えられる。この場合表紙奥書が貞慶筆である理由が疑問となろうが、これについては所謂明本抄日記中の次の部分で説明がつくように思われる。⁽⁵⁾「明本抄調卷之後、外題問題令書御之時、此二帙之中、今案等可有用意事可書出之由有其仰、仍書出於御前畢、（中略）此目錄大件事也後ニ光明院ニモ可申、清書シテ一枚ハ可遣也（下略）」、「建曆二年九月晦日、持明本抄、參海住山、其日不入見參、無言之由被仰出畢、以愚札明本調卷之由、令申之処明朝可來之由有其仰、（中略）此事一期之内、大ニ憑シキ事也、アハレ此事を閑ニ光明院等ニ沙汰セハヤ、若不叶者、時々語申スヘキ也、又東北院侍從得業ハ短命人也、然而今年ノ夏見レハ無下ニハ不見、真実修学者也（下略）」とある。この後に「同三年三月一日於海住山書写畢、（中略）仮名比丘覚遍」の奥書があり、又前引の文中に「後ニ光明院等ニモ可申」「アハレ此事ヲ閑ニ光明院等ニ沙汰セハヤ、若不叶者時々語申スヘキ也」とあつて、覚遍が貞慶から直

接聞いて書いたものとは考え難い。又「東北院侍従得業……」とあつて円玄でないことも明かである。明本抄の著述に特に関係が深かつたのは良算であり、これは彼の聞書として誤らないであろう。この聞書には建暦二年九月晦日、明本抄の調卷出来し、海住山に持参したところ、貞慶が「外題問題令書御」とあるが、この良算持参の明本抄は貞慶自筆本であろうか。本書の著述はすでに建久初年乃至それ以前から行われていたようで、自筆本の調卷出来というよりはむしろ良算書写本の調卷が出来上つたものと考えの方が妥当ではなからうか。現在の良算

第2図 明本抄第6（上）、及び第10（下）巻首

写本の外題問題が貞慶筆と考えられる点はこの聞書の記事と一致している。貞慶は本書の伝受に意を用いていたのであり、特に書写を許した良算に対して表紙に自筆を加えることは十分に考えられるところである。もしこの考え方が成立つとすれば良算書写本の表紙の部分は貞慶の建暦二年十月一日の筆跡である。

以上の如く、本書は貞慶自筆の原本ではないが、その伝来を尋ねれば、彼と極めて関係の深い由緒ある書である。自筆本は失われてしまつているが、本書は貞慶が自ら筆を加えた表紙および奥書を有しており、自筆本にも准ずべきもので、まことに貴重な存在ということが出来よう。

本書には所謂「明本抄日記」又は「明本抄日記并要目録」なる書名のものは附属していない。しかしその原本たる建暦二年十二月廿三日貞慶明本抄付囑状、同廿六日良算起請文、康元元年十二月廿五日覚遍明本抄付囑状等が添えられており、一巻の書となつていないのが当然である。なお貞慶明本抄付囑状の筆跡を見ると、海住山寺文書建暦三年正月十一日貞慶起請文と同筆であるが、これらの本文は共に貞慶が門弟の誰かに代筆させ、自らは署判のみ加えたものである。⁽⁶⁾本文の筆者は誰であるかということが問題となるが、これについては今直ちに断定を下すことは困難で、後の検討にまちなたい。貞慶明本抄付囑状の花押を海住山寺文書に見える承元二年、建暦三年の貞慶花押と比較すると、筆運は同じであるが

形体はやや異つている。花押の形は時により異なるものではあるが、承元二年、建暦三年の間に位するこの花押が特に両者と異なる点に疑問が抱かれるが、本付嘱状を写しとまで言うことは果して妥当であろうか。この点についても更に検討を加えることとして、ここで結論を下すことは保留したい。

三 紙背文書について

紙背文書のあるのは第一、第三、第六、第十の四卷であるが、書写の時期から推して、第一、第三、第六の三卷の紙背文書は文暦二年四月以前と考えられる。この紙背文

書全部を紹介することが望ましいが、ここでは紙数の都合上、所領関係その他一部のものに限らざるを得ない。なお本文を掲げるに先立つて、その中の二三について若干の説明を加える。

(建 暦 二 年)

(建 暦 三 年)

押 花 慶 貞 図 第 3

(1)は白檀积迦如来像付嘱状案および宝篋印経奥書写が同一筆者により、一枚の紙に合せ写されている、署名は単に「御判」「沙門积々」とあるのみで、名前は明記されていないが、その本文を見ると、何れも観心なる人物と関係の深か

つた者と考えられる。特に付嘱状案によれば、観心に自分の本尊を譲つていたのであり、「御判」の主は観心の師ではなからうか。正治元年頃には貞慶は笠置寺に住していたが、彼の門弟中に観心なる者がおり、先の「御判」「沙門积々」は共に貞慶と考えて差支えないであろう。なお永仁二年八月日新薬師寺衆分寺僧等申状には「今水田者、忝為解脱上人之御寄附、末学誰可成押妨之企哉、爰当寺燈油仏聖并解脱御本尊尺迦堂之長日法花経供料水田一町、河上在之」とあり、永仁年間頃、貞慶の本尊の积迦如来像が同寺に納められていたという。或はこの観心に譲られた白檀积迦如来像は後に新薬師寺に安置されるに至つたのではなからうか。

(3)については「中尊尺迦」とあり、どこかの堂の仏像を書上げたものの如くである。覚遍の手許にあつた文書であるから、或は興福寺内ではなからうか。もし然りとすれば、中尊が积迦であるのは中金堂、西金堂の二つであるが、この点については更に後の検討にまきたい。

(10)は嘉禄元年五月、元興寺塔の露盤が盗難にあつた為、その犯人が明かになるか否かを占つたものである。露盤は塔の最上部にありしかもかなりの重量があつて、塔の上から盗み取ることは一考考えられない。したがつて嘉禄元年頃、元興寺塔は解体修理中で、露盤も下に降されていたものであろうか。この塔は約二十年後の寛元四年頃にも大修理を行われており、その間隔は余りにも接近している点が不審にも思われる。しかしこれより先、貞永元年に雷火を蒙つたが、「令撲滅」めた為焼失は免れたという。或は寛元四年頃の修理はこの雷火によるものかもしれない。

(14)は年月日を欠いており、何時のものか明かではない。これは第十の紙背にあるが、この巻の書写年代は建暦二年九月以前であり、これを降ることはあり得ない下端一〇二字分が切断され、意味のとり難い点もあるが、某寺の塔の建立に当つて工等の間で相論が行われた際のものである。この塔は何処のものであるか明記されてはいないが、「六重二ハ罷成候了」とある如く、五重塔ではなくて七重又は九重塔である。鎌倉時初期頃に建てられた七重又は九重塔の中、今知られるのは東大寺七重塔（東塔）、法勝寺九重塔の二つであり、この塔はその何れかと考えられる。

東大寺の場合は元久元年四月五日事始、承元二年六月廿日据礎立柱、翌三年六月廿日第二層立柱、更に工事は第三層にまで及んだが、同年八月大勸進采西は法勝寺九重塔再建の爲東大寺を離れて法勝寺に移り工事は停頓した。采西入滅後の建保四年正月にこの工事は再開され、貞応二年三月に至つてやつと塔の完成を見るに至つた。⁽¹³⁾

法勝寺九重塔は承元二年五月十五日焼失、同年十月十七日事始、同四年七月十六日心柱立柱、建暦元年三月廿日第六重立柱、建保元年四月廿六日落慶供養が行われた。⁽¹⁴⁾前述の如く、この言上状が出されたのは建暦二年九月以前であるが、その時にはすでに工事は第六重に及んでいたものであるから、この塔は東大寺ではなくて法勝寺九重塔と考えるべきものである。特に文中に采西の名が見えることもそれを裏書してくれよう。この言上状には塔の建立に当つて工等（鋳物師か）の間に相論が行われたこと、特に南都と京の工の間に対立があつたことが知られて興味深いものであるが、法勝寺九重塔造宮に関する数少ない具

覚遍本明本抄および紙背文書

体的な史料としても重要である。

なお本状の筆跡は、中村直勝氏所蔵の建永二年六月廿一日造東大寺大勸進采西上状とよく類似している。更に検討を加える必要はあるが、或はこの言上状の差出人は采西その人ではなからうか。又これが出された時期は第六層立柱の建暦元年三月廿日から同二年九月までの間である。又文中に「東大寺鋳物師是助」とあるが、これは大仏造に際して陳和卿等と共にその任に当つた「日本鋳物師工十四人」中の「大工散位草部是助」のことであろう。⁽¹⁵⁾

註

- (1) 因明事、本無其功、随又廢亡、今年春秋之間、聊加覆審、或拾往日遺草、或有當時潤色、至十一月一日、如形終篇、其間迷謬失錯等、深雖恐冥顯、随分清淨之志、大明神可垂納受、病惱相續之間、未及再治耳、
建暦式年十二月廿三日貞慶記之
- (2) 春日社深秘箱所収 第一、第三兩卷のみ全巻良算筆、第二、第四、第五の三巻は奥書のみ良算筆。
- (3) 興福寺別当次第
- (4) 興福寺所蔵（明本抄寫箱所収） 南都七大寺大鏡、大日本仏教全書明本抄にそれぞれ写真及び原文が収録されている。
- (5) 大日本仏教全書 明本抄
- (6) 貞慶起請文には「乍臥病席令人記之」とあり、他人をして代筆せしめたことは明かである。又付囑状には「病及急切、不能右算之状如件」とあるが、当時は「右筆」を「筆をとること」の意に使っている場合が多く（大日本国語辞典その他参照）、これ又代筆によるものと考えられる。
- (7) 承元二年九月九日 貞慶仏舎利安置状
建暦三年正月十一日 貞慶起請文
- (8) この付囑状案のみは「鎌倉彫刻図録」に掲げられている。

(9) 海住山寺文書 建保七年三月十四日海住山寺々僧等連署起請文

峰定寺(京都市)所藏 木造釈迦如来立像胎内納入文書 宝篋印陀羅尼經奥書(この釈迦如来像は貞慶およびその関係者の結縁によるもので、その納入文書中に観心の名が見えているのは、彼が貞慶の門弟なることを示すものである。)

(10) 堂本四郎氏所藏 古文書手鑑「櫛のくち葉」所収

(11) 春日神社文書 寛元四年三月十日元興寺別当東門院寄進状

(12) 百鍊抄 貞永元年二月二日条

(13) 東大寺七重塔(東塔) 造宮については、山本栄吾「東大寺初期大勧進職の業績」(日本建築学会論文報告集第五四号) 筒井英俊「鎌倉時代に於ける東大寺の造宮と大勧進行勇」(寧楽第八号)

(14) 百鍊抄 (15) 東大寺統要録 造仏篇

四 紙背文書抄

〔卷第一紙背〕

(1) 白檀釈迦如来像付囑状案(承元四年十二月十一日) および宝篋印

經奥書写

付囑

白檀釈迦如来像一躰坐像
快慶法眼造

右、件像者、為本尊年来所安置也、而同法等随応有分付仏像等、其中於此像者、有存旨、永付囑観心上人了、向此像可令救予後生之状如件

承元四年十二月十一日

御判

宝篋印經奥御日記

正治元年未_レ十二月廿二二兩日之間、於笠置山般若台、奉書写了、依同法観心上人勸進也、願以此功、与上人生々常得為芥、同侶自余廻向、只同施主志願耳

沙門釈々々

(2) 氏名未詳書状断簡(後欠)

只今花林院御所候之間、先私所存を令申上候也、重随仰可申上候、旅所二候之間、御請文之躰、異様、恐入候者也、便宜天可令披露給_(候)

宇多庄神人之間事、畏以承候了今朝京御使令參候天、在家役并公事对_(申)押事、可任先例之由、尤可載社家請文候と、申入候つれば、以被申趣、申入候之処、仰云、此請文、雜免事也、然者在家役并公事对押事、可被召別請文之由、被仰京御使候了、此上猶可被載一紙之由を、可申上候歟寛芸_(後欠)

(3) 仏像注文

中尊尺迦 弥勒 勝義生 文殊 十一面観音 善法淨恵
法誦 徳本 広恵 如理請問 為甚深義密意 梵天 帝

積 四大天王 須菩提

(4) 吉富名沙汰人言上状(折紙)

吉富名沙汰人謹言上

八町之公役勤仕子細愁状

件八町之令勤仕云事、自昔至今勤仕之条、更以不候、八町之公事勤仕シタリト申証人候者、被遂一決可候者也、

(5) 法印覚遍書状(三月廿四日)

造大神宮役夫工事、当寺領勤不、先例不覚悟候、早相尋子細、於寺家、可致沙汰候、且以此旨、可被披露候、恐惶謹言

三月廿四日

法印覚遍

〔第卷三紙背〕

(6) 氏名未詳書狀(後欠)

御札之旨、委承候了、和余庄之間事、若可蒙仰候事出来候者、蒙仰可令申候也、兼又彼^(四)事、具以令申入候了、而自去十二日、禪定殿下御^(四)御逆修、昨日結願、仍^(四)無候、殿中物惣自今^(四) (後欠)

(7) 勝田書狀(六月十九日)
新庄御下文賜預候、為御不審令進候

仰兩年数月訴訟、令惱乱身心候之処、己一時散鬱候了、喜悅之至、申而有余者歟、迫年齡九旬、念仏之外不可有他事之処、遇不慮之違縁、令対論候、頗存之外子細候、今幸奉遇憲法御時、預正道御下文候之条、向後尤禱候、御参之次以此趣

可令披露給候、恐々謹言
(接続するか)

六月十九日

光明院御房

(8) 氏名未詳書狀断簡(後欠)

白鳥御庄之間事、御在京之時、委令言上候き、四郎左衛門尉友景、下司ニ被成候事、令申子細候之処、尤以畏申候、早給御下文可遣候、散期已近日罷成候、為所当沙汰、尤存候也、此様ハあしかるましき御計候、又古川事、無下令点定候了、似自由沙汰、^(四)於古川^(四)町一反者、任先例、 (後欠)

(10) 都維那俊^(四)奉書(五月十五日)

檜垣庄陳狀^(四)副故殿折紙 如此候、子細見状候歟、可被遣領主得業之許之由、所候也、恐惶謹言

覚遍本明本抄および紙背文書

五月十五日

進上 元興寺別当法印御房

(11) 散位時資占文(嘉禄元年五月六日)

未御歳男

今月五日午尅、所見出元興寺塔露盤被盜取之、件盗人持行何方哉、令嫌疑者、可顕欵如何

占、今月五日乙丑時、加干 功曹、臨丑為用、
将朱雀仲大衝、六合終天岡句陣、
行年辰上大二青竜、卦遇元首頸

推之、被能嫌疑者、必定可令顕現者欵、人物共可西方行向者欵、

嘉禄元年五月六日

散位時資

[卷第十紙背]

(12) 親^(四)書狀(十月十日)

今月八日乗船候了、祈請事、能々可令懸御意給也、抑、檜樽五十寸、
相樽六百寸、進上之、但先日令申候之様ニ、木津へ可令付進之由、雖
思給候、城外之間、留寺下人、定難沙汰進候欵、遣御使、可令沙汰取
給候也、每事期後便候、恐々謹言

十月十日

親^(四)

正覚御房

(13) 氏名未詳書狀断簡

日来參籠信貴山、籠居無其期存候間、存^(外カ)去十九日罷出候也、其故
ハ、座主御房令還補給候テ、山上事なんとも、可仰合と西塔院主^(可カ)ニ^(可カ)
還補之由、仰候しかとん、再三辞申候き、其上 院宣^(可カ)、可尚還補之由

都維那俊^(四)

〔別筆〕不及左右候〕

被仰下候、旁難^(註)遁次第候テ、惣令還補候了、存外不可^(註)□次第出来候也、今年ハ (後欠)

14 采西言上状カ (後欠カ)

仰旨謹以承候了、則高折紙、加一見謹返上之、此条凡不可説、不足言事候歟、自蒙仰事不候、誰人仰とも不覺悟候、然而□旨候、召付候了、則高ヲハ、東大寺鑄物師是助□、雖訴申、不改定候之処、如此遽乱結構候故□以可令召替候歟、御塔事、大宮大納言殿御奉□時、末包一人をもて 被造當候之剋、不事行候□、依勅定召返、被仰付采西之日、第二重御^(柱カ)□、送五箇月候了、爰存旨候、召加京工候之時、及殺□候かは、末包永令廢除候了、今召加兩人候は□六重ニハ^(第カ)罷成候也、九輪同長候歟、則高如此□申候へ、自由いともなく仕候ハんと存、如此申候、一切不承引候也、一々可令察御候歟、則高以外□奉申付候、豈非罪科哉仍言上如件 (後欠カ)

(附 記)

海住山寺文書については佐脇貞明氏の紹介原稿(史学雑誌七〇ノ二)を参照させて頂いた。原本の閲覧を快く承諾された同氏に対してあつく御礼申上げたい。

(田中 稔)